



福智町地域包括支援センターだより

～地域で安心して暮らすために～ 権利擁護事業のご紹介 日常生活自立支援事業と成年後見制度

お金の管理が
一人では不安……

身寄りがないので
老後のことが心配



よく分からないまま
高額な契約を結んで
しまった

通帳や印鑑をどこに
置いたか
分からなくなる

「毎月お金が足りなくなる。自分でお金の管理がうまくできない」

「高齢の親が通帳を時々なくしてしまっているようだ」

などこんな心配ごとはありませんか？

このような不安のある人が安心して日常生活を送れるよう支援する制度があります。

日常生活自立 支援事業	成年後見制度			
	任意後見	法定後見		
判断能力が十分ではないが、契約の内容を理解できる人	将来、判断能力が不十分になった場合に備える	すでに判断能力が不十分な場合		
		補助 判断能力が不十分 	保佐 判断能力が著しく不十分 	後見 判断能力が全くない 
認知症や知的障害、精神障害のある人（診断は必要ない）	判断能力があるうちに任意後見人を選んでおく	財産の管理や処分は一応できるが、本人の財産を守るためには誰かの援助が必要な人	日常的な買物程度は一人でできるが、重要な行為について合理的な判断ができない人	自分の財産の管理・処分や日常的な買物も自分ではできない人

☆判断能力に応じて、使える制度が変わります。

福智町地域包括支援センター

(事業所番号:4009400021)

〒822-1201 福岡県田川郡福智町金田1272-1

TEL: 0947-22-9502 FAX: 0947-22-9503

Mail: houkatsu@wel-fukuchi.net



毎月の支払いがきちんとできるか心配。
誰かに手伝ってほしい。

日常生活自立支援事業

認知症の高齢者の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方などで、判断能力が不十分なため、福祉サービスの手続きが分からなかったり、金銭管理が不安であるなど、日常生活に困っている方が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助及び日常的な金銭管理等を行ないます。

【支援内容】

- ・ 日常的な金銭管理
- ・ 福祉サービスの利用援助
- ・ 書類等の預かり

【利用方法】

社会福祉協議会へ申し込み

将来のことが不安。
今から誰かに頼みたい



任意後見制度

自分の判断能力がまだ十分あるうちに、将来、認知症などで自分の判断能力が低下した場合に備えて、自分の生活や財産の管理に関する事務を行ってもらうように、あらかじめ信頼できる人に依頼しておく制度です。
死後事務を契約内容に含めることもできます。

【支援内容】

支援内容は本人と契約で決める（例；通帳の保管や預金の引き出し、各種支払い、介護サービス・入院手続きなど）

【利用方法】

公証役場にてお願いしたい人と契約する

施設入所の費用に
充てたいので、家の
売却もお願いしたい



成年後見制度

認知症などで判断能力が不十分な人を支援する制度です。後見人が財産管理や生活に必要な契約を代理で行います。日常的な金銭管理のほか、施設入所の契約や不動産の処分なども支援できます。

【支援内容】

- ・ 財産管理
- ・ 本人に代わって契約手続き

【利用方法】

家族などが家庭裁判所に申立てを行う

「どんな制度が利用できるのか？」「こんな時はどうしたらいい？」「詳しい話を聞きたい」などありましたら、福智町地域包括支援センターへご連絡ください。

この他にも高齢者の相談や悩みを受け付けています。
気軽にご相談ください。

福智町地域包括支援センター

TEL: 0947-22-9502

FAX: 0947-22-9503

Mail: houkatsu@wel-fukuchi.net